委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市長選挙· 衆議院議員総選挙 選挙公報配布業務	R3.10.18	垂水区連合婦人会	2,708,409	選挙公報は、候補者の政見等情報を得る重要な媒体の一つであり、公職選挙法や条例等で全ての有権者に選挙期日の2日前までに配布することが定められている。印刷物での各世帯への配布であるため、その製作には一定の時間を要し、選挙によっては、配布期間が非常に短期間とせざるを得ない場合がある。そのような状況の中で、迅速かつ確実に配布するには、日ごろから地域で活動しており、地域の情報に精通し、区域を正確に把握している地域団体である垂水区連合婦人会が望ましい。また、選挙公報配布業務を継続的の市広報紙の配布や、選挙公報配布業務を継続的かつ的確に遂行してきた実績を有している。一方、選挙に関する啓発も選挙管理委員会としての業務の一つであり、選挙公報配布とおり、正域的に選挙を発発を推進することができるのは、平素より垂水区明るい選挙推進協議会の会長をはじめ推進委員、実行委員を担う垂水区連合婦人会が適切である。以上の理由により、垂水区連合婦人会に当該業務を委託するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	垂水区総務部まちづくり 課(TEL:708-5151)